

第3号議案 令和4年度会費の賦課および徴収方法の決定について

I. 一般会計

1. 会費の賦課方法および賦課金額

(1) 賦課方法

各単組青年部へ次の算定基準によって賦課する。

① 組織平等割

各単組とも7,000円とする。

② 盟友数割

盟友数に応じて賦課する(530円/盟友)。

(2) 賦課金額

(単位：円)

単 組 名	①組織平等割	② 盟友数割		合 計 (①+②)
		盟友数	金 額	
山形市	7,000	12	6,360	13,360
山形	7,000	88	46,640	53,640
天童市	7,000	44	23,320	30,320
さがえ西村山	7,000	100	53,000	60,000
みちのく村山	7,000	141	74,730	81,730
新庄市	7,000	19	10,070	17,070
もがみ中央	7,000	146	77,380	84,380
金山	7,000	23	12,190	19,190
山形おきたま	7,000	632	334,960	341,960
庄内たがわ	7,000	173	91,690	98,690
鶴岡市	7,000	88	46,640	53,640
余目町	7,000	15	7,950	14,950
庄内みどり	7,000	187	99,110	106,110
酒田市袖浦	7,000	16	8,480	15,480
合 計	98,000	1,684	892,520	990,520

2. 徴収方法

(1) 納入期限 令和4年6月30日(木)

(2) 納入方法 以下口座へ振込納入とする。

金融機関：山形農業協同組合 本店 普通貯金

口座番号：0023948

口座名義：山形県農業協同組合青年組織協議会

3. 組織数および盟友数の基準

令和4年2月末日現在の単位組織数および単位組織別盟友数とする。

Ⅱ. 農政活動資金特別会計

1. 拠出金の賦課方法および賦課金額

(1) 賦課方法

盟友数に応じて賦課する(260円/盟友)。

(2) 賦課金額

(単位：円)

単 組 名	盟友数	金 額
山形市	12	3,120
山形	88	22,880
天童市	44	11,440
さがえ西村山	100	26,000
みちのく村山	141	36,660
新庄市	19	4,940
もがみ中央	146	37,960
金山	23	5,980
山形おきたま	632	164,320
庄内たがわ	173	44,980
鶴岡市	88	22,880
余目町	15	3,900
庄内みどり	187	48,620
酒田市袖浦	16	4,160
合 計	1,684	437,840

2. 徴収方法・組織数および盟友数の基準

徴収方法、組織数および盟友数の基準は、一般会計と同様とする。